

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年1月11日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第3号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4(16)の項中「子(」を「子又は特別支援学校(高等部専攻科を除く。)に在籍する子(いずれも)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の規定は、平成25年1月1日から適用する。

(教育委員会事務総務部教職員人事課)